

大分県病院局中期事業計画等評価基本方針

平成29年11月 9日
大分県病院事業経営改善推進委員会

大分県病院事業経営改善推進委員会（以下「委員会」という。）において、大分県病院局（以下「病院局という。」）が策定した大分県病院事業中期事業計画（以下「計画」という。）等の評価を実施するに当たっては、以下の方針に基づき行う。

1 評価の趣旨

計画期間において、地方公営企業法第3条の経営の基本原則にあるように、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営するため、計画性・透明性・柔軟性をできる限り取り入れ、各事業年度にかかる業務の実績に対する評価を行う。

2 評価の基本的な考え方

(1) 評価は、病院局が自主的に行う組織・業務全般の見直しや、次期計画の検討に資するものとする。

(2) 各年度終了時に「事業年度評価」、計画期間終了時に「計画期間評価」を実施するものとし、それぞれ「全体評価」と「個別評価」により行う。

①事業年度評価

ア 病院局は、当該事業年度計画の実施状況を調査・分析し、基本的目標・中期目標の達成に向けた業務全体の進行状況について自己点検・評価を行う。

イ 委員会では病院局の評価を踏まえ外部委員の意見を聴取し、最終的な事業評価を決定する。

ウ 評価基準等の詳細については、別途定めるものとする。

②計画期間評価

ア 病院局は、事業年度の評価結果等を踏まえつつ、基本的目標・中期目標の達成状況を調査・分析し、計画期間の業務実績全体について自己点検・評価を行う。

イ 委員会では病院局の評価を踏まえ外部委員の意見を聴取し、最終的な計画期間の評価を決定する。

ウ 評価基準等の詳細については、別途定めるものとする。

3 評価の留意事項

(1) 評価に関する作業が過重な負担とならないよう配慮する。

(2) 評価を決定するに当たっては、評価の透明性・正確性を確保する。

4 その他

この基本方針については、評価の実施結果等を踏まえ、必要に応じ、委員会での協議を経て見直すことができるものとする。